

秋田市告示第122号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の6第1項の規定に基づき、指定緊急避難場所の指定を次のとおり取り消したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

秋田市長 穂 積 志

指定緊急避難場所

- 1 名称 下北手中学校体育館  
所在地 秋田市下北手松崎字走り崎14番地  
対象 洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、地震  
収容人数 282人
- 2 名称 下北手中学校グラウンド  
所在地 秋田市下北手松崎字走り崎14番地  
対象 洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、地震  
収容人数 5,500人